

閣僚会議について（国務大臣のみで構成される会議の議事録等の作成・公表状況）

1. 法律に基づくもの

	名称	目的	根拠	構成員	議事録・議事概要の作成	その他の資料の作成・取得	議事録・議事概要の公表	その他の資料の公表	備考	
1	都市再生本部※	都市再生基本方針の案の作成及びその実施の推進、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案、地域整備方針の作成、及びその実施の推進のほか、都市の再生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関する事務を行う。	法律 H14. 4. 5 第22号	本部長 副本部長 本部員	内閣総理大臣 内閣官房長官、地域活性化担当大臣、国土交通大臣 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣	議事録のみ （一部議事概要のみ）	・議事次第 ・配布資料等	両方公表せず	・議事次第 ・配布資料 ・決定事項は、終了後速やかに公表	持ち回り開催の場合は議事録・議事概要は作成していない。
2	構造改革特別区域推進本部※	構造改革特別区域基本方針の案を作成し、同方針の実施を推進することのほか、構造改革の推進等に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関する事務を行う。	法律 H14. 12. 18 第189号	本部長 副本部長 本部員	内閣総理大臣 内閣官房長官、地域活性化担当大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（規制改革） 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣	議事録のみ （一部議事概要のみ）	・議事次第 ・配布資料等	両方公表せず	・議事次第 ・配布資料 ・決定事項は、終了後速やかに公表	持ち回り開催の場合は議事録・議事概要は作成していない。
3	地球温暖化対策推進本部	京都議定書目標達成計画の案の作成及び実施の推進をするほか、長期的展望に立った地球温暖化対策の実施の推進に関する総合調整を行う。	法律 H14. 6. 7 第61号 (H17. 2. 16発足)	本部長 副本部長 本部員	内閣総理大臣 内閣官房長官、環境大臣、経済産業大臣 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣	両方作成せず	・議事次第 ・配布資料	両方公表せず	公表	廃止予定（地球温暖化対策基本法案が成立し、施行された時）
4	地域再生本部※	地域再生基本方針の案を作成し、同方針に基づく施策の実施を推進することのほか、地域再生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関する事務を行う。	法律 H17. 4. 1 第24号	本部長 副本部長 本部員	内閣総理大臣 内閣官房長官、地域活性化担当大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 他のすべての国務大臣	議事録のみ （一部議事概要のみ）	・議事次第 ・配布資料等	両方公表せず	・議事次第 ・配布資料 ・決定事項は、終了後速やかに公表	持ち回り開催の場合は議事録・議事概要は作成していない。
5	郵政民営化推進本部	郵政民営化の推進に関する総合調整に関することのほか、郵政民営化の推進のために必要な法律案及び政令案の立案に関すること、その他郵政民営化に関する施策で重要なものの企画に関する審議及びその施策の実施の推進を図る。	法律 H17. 10. 21 第97号	本部長 副本部長 本部員	内閣総理大臣 内閣官房長官、郵政民営化担当大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣 他のすべての国務大臣	議事録のみ	・議事次第 ・配布資料等	両方公表せず	議事次第、配布資料は会議終了後速やかに公表	平成23年度は、持ち回り開催のため、議事録は作成していない。
6	中心市街地活性化本部※	中心市街地活性化の基本方針の案の作成に関すること、認定の申請がされた基本計画についての意見に関すること、基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること及び中心市街地の活性化に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関する事務を行う。	法律 H10. 6. 3 第92号	本部長 副本部長 本部員	内閣総理大臣 内閣官房長官、地域活性化担当大臣、経済産業大臣、国土交通大臣 他のすべての国務大臣	議事録のみ （一部議事概要のみ）	・議事次第 ・配布資料等	両方公表せず	・議事次第 ・配布資料 ・決定事項は、終了後速やかに公表	持ち回り開催の場合は議事録・議事概要は作成していない。

	名称	目的	根拠	構成員		議事録・議事概要の作成	その他の資料の作成・取得	議事録・議事概要の公表	その他の資料の公表	備考
7	道州制特別区域推進本部	道州制特別区域基本方針の案の作成に関する事、道州制特別区域基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定による広域行政の推進の評価に関する事及び広域行政の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関する事の実施を図る。	法律 H18. 12. 20 第116号	本部長 副本部長 本部員	内閣総理大臣 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(地域主権推進) 他のすべての国務大臣	議事録のみ	・議事次第 ・配布資料 等	議事録のみ公表	議事次第、配布資料は会議終了後速やかに公表	平成21年度以降は持ち回り開催のみで議事録を作成していない。今後通常開催の場合は議事録を作成する。
8	総合海洋政策本部	海洋基本計画の案の作成及び実施の推進に関する事、関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関する事及び海洋に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関する事の実施を図る。	法律 H19. 4. 27 第33号	本部長 副本部長 本部員	内閣総理大臣 内閣官房長官、海洋政策担当大臣 他のすべての国務大臣	両方作成	・議事次第 ・配布資料 等	両方公表	議事次第、配布資料は会議終了後速やかに公表	
9	国家公務員制度改革推進本部	国家公務員制度の推進に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事及び国家公務員制度改革に関する施策の実施の推進に関する事の実施を図る。	法律 H20. 6. 13 第68号	本部長 副本部長 本部員	内閣総理大臣 内閣官房長官、公務員制度改革担当大臣、総務大臣 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣	両方作成せず	・議事次第 ・配布資料 等	両方公表せず	議事次第、配布資料は会議終了後速やかに公表	第8回会合(行政改革実行本部との合同会合)のみ議事要旨を作成・公表済み
10	宇宙開発戦略本部	宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。	法律 H20. 5. 28 第43号	本部長 副本部長 本部員	内閣総理大臣 内閣官房長官、宇宙開発担当大臣 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣	議事録のみ	・議事次第 ・配布資料	議事録のみ公表	議事次第、配布資料は会議終了後速やかに公表	
11	総合特別区域推進本部※	総合特別区域基本方針の案を作成し、同方針に基づく施策の実施を推進することのほか、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関する事務を行う。	法律 H23. 6. 29 第81号	本部長 副本部長 本部員	内閣総理大臣 内閣官房長官 総合特別区域担当大臣 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣	議事概要のみ	・議事次第 ・配布資料 等	議事概要のみ公表	・議事次第 ・配布資料 ・決定事項は、終了後速やかに公表	持ち回り開催の場合は議事録・議事概要は作成していない。
12	安全保障会議	国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する。	法律 S61. 5. 27 第71号 最終改正 H18. 12. 22	議長 議員	内閣総理大臣 内閣法第9条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長	両方作成せず	・開催案内 ・配席図 ・配布資料 等	両方公表せず	議題、会議の概要、決定事項等については会議終了後、官房長官会見にて公表	

	名称	目的	根拠	構成員	議事録・議事概要の作成	その他の資料の作成・取得	議事録・議事概要の公表	その他の資料の公表	備考	
13	民間資金等活用事業推進会議	基本方針の案の作成、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策について必要な関係行政機関相互の調整、その他民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策に関する重要事項について審議し、及びその施策の実施を推進する。	法律 H11. 7. 30 第117号	会長 委員	内閣総理大臣 会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者	議事概要のみ	・議事次第 ・配布資料 ・進行メモ ・大臣等発言要旨	議事概要のみ 公表	議事次第、配布資料は会議終了後速やかに公表	
14	原子力立地会議	原子力発電施設等の周辺の地域について、地域の防災に配慮しつつ、総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、これらの地域の振興を図ることを目的とした法律「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づき、地域指定及び振興計画案の審議・決定を行う。	法律 H12. 12. 8 第148号	議長 議員	内閣総理大臣 総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣	両方作成せず	・議事次第 ・配布資料 ・進行メモ ・説明メモ ・官房長官 会見用発言要旨	両方公表せず	非公表	
15	子ども・若者育成支援推進本部	子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進するほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議する。	法律 H21. 7. 8 第71号	本部長 副本部長 本部員	内閣総理大臣 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(青少年健全育成) 本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者 (全閣僚)	議事概要のみ	・議事次第 ・配布資料	議事概要のみ 公表	議事次第、配布資料は会議終了後速やかに公表	議事概要を今後順次公表予定
16	少子化社会対策会議	少子化社会対策大綱の案の作成、少子化社会対策について必要な関係行政機関相互の調整及び少子化社会対策に関する重要事項の審議や少子化に対処するための施策の実施の推進を図る。	法律 H15. 7. 30 第133号	会長 委員	内閣総理大臣 内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから内閣総理大臣が任命する者 (全閣僚)	議事概要のみ	・議事次第 ・配布資料 ・進行メモ ・大臣等発言要旨	議事概要のみ 公表	議事次第、配布資料は会議終了後速やかに公表	
17	高齢社会対策会議	高齢社会対策大綱の案の作成、高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整及び高齢社会対策に関する重要事項の審議及び対策の実施の推進を図る。	法律 H7. 11. 15 第129号	会長 委員	内閣総理大臣 内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する者 (全閣僚)	議事概要のみ	・議事次第 ・配布資料 ・進行メモ ・大臣等発言要旨	議事概要のみ 公表	議事次第、配布資料は会議終了後速やかに公表	

	名称	目的	根拠	構成員	議事録・議事概要の作成	その他の資料の作成・取得	議事録・議事概要の公表	その他の資料の公表	備考
18	中央交通安全対策会議	交通安全基本計画の作成及びその実施の推進その他交通安全に関する総合的な施策で重要なものの企画に関する審議及びその実施の推進を図る。	法律 S45.6.1 第110号	会長 委員 内閣総理大臣 内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから内閣総理大臣が任命する者 (内閣府特命担当大臣(交通安全対策)、内閣官房長官、国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣)	議事概要のみ	・配布資料	議事概要のみ公表	配布資料は会議終了後速やかに公表	議事概要を今後順次公表予定
19	自殺総合対策会議	自殺総合対策大綱の案を作成し、自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をするほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進する。	法律 H18.6.21 第85号	会長 委員 内閣官房長官 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者 (内閣府特命担当大臣(自殺対策)、国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、復興大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣)	議事概要のみ	・議事次第 ・配布資料 ・進行メモ ・大臣等発言要旨	議事概要のみ公表	議事次第、配布資料は会議終了後速やかに公表	議事概要を今後順次公表予定

※都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部、中心市街地活性化本部及び総合特別区域推進本部の会合は、特段の事情がない限り、地域活性化統合本部会合として合同で開催(平成24年7月27日閣議決定)。

2. 閣議決定に基づくもの

	名称	目的	根拠	構成員	議事録・議事概要の作成	その他の資料の作成・取得	議事録・議事概要の公表	その他の資料の公表	備考
1	多重債務者対策本部	多重債務者対策の円滑かつ効果的な推進を図る。	閣議決定 H18.12.22 一部改正 H21.8.25	本部長 本部長 内閣府特命担当大臣(金融) 内閣府特命担当大臣(消費者)、国家公安委員会委員長、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣	両方作成せず	決正文書等	両方公表せず	決正文書等を公表	○平成21年度以降、持ち回り開催のみであるため、議事録・議事概要は作成していない。 ○本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
2	新型インフルエンザ対策本部※	新型インフルエンザが発生した際に、政府としての対策を総合的かつ強力に推進する。	閣議決定 H19.10.26 本部設置 H21.4.28 本部廃止 H22.8.27	本部長 副本部長 本部長 内閣総理大臣 内閣官房長官、厚生労働大臣 他のすべての国務大臣	議事概要のみ	・議事次第 ・配布資料等	議事概要のみ公表	配布資料	

	名称	目的	根拠	構成員		議事録・議事概要の作成	その他の資料の作成・取得	議事録・議事概要の公表	その他の資料の公表	備考
3	拉致問題対策本部	拉致問題に関する対応を協議し、生存者の即時帰国に向けた施策、安否不明の拉致被害者に関する真相究明及び同問題への戦略的取組等総合的な対策を機動的に推進する。	閣議決定 H21. 10. 13	本部長 副本部長	内閣総理大臣 拉致問題担当大臣、内閣官房長官、外務大臣	議事概要のみ	・議事次第 ・配布資料等	議事概要のみ 公表	配布資料の一部は会議終了後の大臣会見等で公表	
4	口蹄疫対策本部※	口蹄疫に緊急に対処する。	閣議決定 H22. 5. 17 廃止 H22. 10. 8	本部長 副本部長 本部員	内閣総理大臣 内閣官房長官 農林水産大臣 他のすべての国務大臣	両方作成せず	・議事次第 ・座席表 ・配布資料等	両方公表せず	議事次第について、内閣官房HPに掲載	
5	食と農林漁業の再生推進本部	高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じる。	閣議決定 H22. 11. 26	本部長 副本部長 本部員	内閣総理大臣 国家戦略担当大臣、農林水産大臣 他のすべての国務大臣	議事概要のみ	・議事次第 ・配布資料等	両方公表せず	議事次第、配布資料は会議終了後速やかに公表	
6	鳥インフルエンザ対策本部	鳥インフルエンザに緊急に対処する。	閣議決定 H22. 11. 30	本部長 副本部長 本部員	内閣総理大臣 内閣官房長官 農林水産大臣 他のすべての国務大臣	両方作成せず	・議事次第 ・座席表 ・配布資料等	両方公表せず	総理挨拶について、官邸HPに動画掲載	
7	行政改革実行本部	政府として取り組んできた各般の行政改革の取組を踏まえ、行政改革を政府一体となって、総合的かつ強力に実行する。	閣議決定 H24. 1. 31	本部長 本部長代行 副本部長 本部員	内閣総理大臣 副総理 内閣官房長官、総務大臣、財務大臣 他の全ての国務大臣	議事概要のみ	・議事次第 ・座席表 ・配布資料等	議事概要のみ 公表	議事次第、配布資料は会議終了後速やかに公表	
8	消費税の円滑かつ適正な転嫁等のための検討本部	事業者等における転嫁対策等に関する意見等の把握や課題の整理等を行い、消費税の円滑かつ適正な転嫁等に資する総合的な対策の策定に向けた検討を行う。	閣議決定 H24. 4. 24	本部長 副本部長 本部員	副総理 総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官 厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣	議事概要のみ	・議事次第 ・配布資料 ・配席図等	議事概要のみ 公表	議事次第、配布資料は会議終了後速やかに公表	本部長は、必要に応じ関係大臣等を構成員に追加することができる。

	名称	目的	根拠	構成員	議事録・議事概要の作成	その他の資料の作成・取得	議事録・議事概要の公表	その他の資料の公表	備考
9	障がい者制度改革推進本部	障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行い、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保しつつ、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図る。	閣議決定 H21. 12. 8	本部長 副本部長 本部員	内閣総理大臣 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（障害者施策） 他のすべての国務大臣	議事概要のみ	・議事次第 ・配布資料	議事概要のみ 公表	議事次第、配布資料は速やかに公表
10	男女共同参画推進本部	男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図る。	閣議決定 H 6. 7. 12 一部改正 H10. 12. 15 H12. 12. 26 H17. 12. 27 H18. 4. 28	本部長 副本部長 本部員	内閣総理大臣 内閣官房長官 内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 他のすべての国務大臣	議事概要のみ	・議事次第 ・配布資料 ・進行メモ ・大臣等発言要旨	両方公表せず	本部決定資料は会議終了後公表 本部長は、必要があるとき、構成員を追加することができる。

※事態の終息に伴い、現在本部は廃止されている。今後事態が発生した場合には、内閣総理大臣の判断により本部が設置されることとなっている。

3. 閣議口頭了解に基づくもの

	名称	目的	根拠	構成員	議事録・議事概要の作成	その他の資料の作成・取得	議事録・議事概要の公表	その他の資料の公表	備考
1	物価問題に関する関係閣僚会議	長期及び短期にわたる物価安定対策に関する重要問題について協議する。	閣議口頭了解 H 5. 8. 24 一部改正 H10. 12. 15 H12. 12. 26 H18. 4. 28 H21. 8. 25 (当初設置) 閣議口頭了解 S40. 12. 10	(内閣総理大臣)、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、内閣官房長官	議事概要のみ	配布資料	議事概要のみ 公表	配布資料を持ち回り開催終了後速やかに公表	

	名称	目的	根拠	構成員	議事録・議事概要の作成	その他の資料の作成・取得	議事録・議事概要の公表	その他の資料の公表	備考
2	水俣病に関する関係閣僚会議	水俣病に関する問題に対応するための施策について、関係行政機関の緊密な連絡を確保し、その効果的かつ総合的な推進を図る。	閣議口頭了解 H 5. 8. 24 一部改正 H12. 12. 26 (当初設置) 閣議口頭了解 S52. 3. 25	総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官	両方作成せず	なし	両方公表せず	公表せず	H12以降休止中
3	給与関係閣僚会議	人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与の取扱いについて協議する。	閣議口頭了解 H 5. 9. 21 一部改正 H12. 12. 26 H16. 4. 2 H18. 4. 28 (当初設置) 随時開催	総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、内閣官房長官	両方作成せず	・議事次第 ・配布資料等	両方公表せず	なし	
4	犯罪対策閣僚会議	「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、関係推進本部及び関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進する。	閣議口頭了解 H15. 9. 2 最終改正 H20. 12. 26	全閣僚	議事概要のみ	・議事次第 ・配布資料等	両方公表せず	議事次第、配布資料、決定文書等は会議終了後速やかに公表	公文書等の管理に関する法律の施行前に開催された会議については、議事概要を作成していない。
5	新型インフルエンザ等対策閣僚会議	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応する。	閣議口頭了解 H23. 9. 20 一部改正 H24. 8. 3	全閣僚	議事概要のみ	・議事次第 ・配布資料等	議事概要のみ公表	議事次第 配布資料	

	名称	目的	根拠	構成員	議事録・議事概要の作成	その他の資料の作成・取得	議事録・議事概要の公表	その他の資料の公表	備考
6	月例経済報告等に関する関係閣僚会議	月例経済報告等の聴取等を行う。	閣議口頭了解 H 5. 8. 13 一部改正 H10. 12. 15 H11. 3. 12 H12. 12. 12 H12. 12. 26 H13. 5. 11 H15. 4. 11 H18. 4. 28 H18. 10. 13 H19. 10. 9 H21. 8. 25 H21. 11. 17 H22. 10. 15 H24. 2. 10 (当初設置) 閣議口頭了解 S33. 6. 20	主宰者 構成員 内閣官房長官 内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（地域主権推進）、内閣府特命担当大臣（行政刷新）、復興大臣、国家戦略担当大臣、公務員制度改革担当大臣	両方作成せず	・配布資料 ・進行メモ ・大臣発言要旨	両方公表せず	配布資料は原則として会議終了後速やかに公表	会議の様様については、会議後の記者会見において事務方より紹介している。
7	バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議	全ての人が安全で快適な社会生活を送れるよう、ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインを効果的かつ総合的に推進	閣議口頭了解 H 12. 3. 17 一部改正 H12. 12. 26 H17. 12. 27 H18. 4. 28 H19. 12. 28 H20. 3. 28	構成員 総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、内閣府特命担当大臣（高齢社会対策）、内閣府特命担当大臣（障害者施策）及び国家公安委員会委員長	議事概要のみ	・配布資料	議事概要のみ公表	配布資料は原則として会議終了後速やかに公表	議事概要を今後順次公表予定

4. 内閣総理大臣決裁、内閣官房長官決裁等に基づくもの

	名称	目的	根拠	構成員	議事録・議事概要の作成	その他の資料の作成・取得	議事録・議事概要の公表	その他の資料の公表	備考
1	電力需給に関する検討会合	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の影響による電力供給不足について、政府としての対応を総合的かつ強力に推進する。	内閣総理大臣決裁 H23. 3. 13 一部改正 H23. 4. 8 H23. 5. 16 H23. 10. 31 H24. 2. 10	座長 座長代行 構成員 内閣官房長官 経済産業大臣 内閣総理大臣、座長及び座長代行を除く全ての国務大臣	議事概要のみ	・議事次第 ・配布資料	議事概要のみ 公表	配布資料は会議終了後速やかに公表	
2	成長ファイナンス推進会議	事業の成長、再生、再編及び起業等に当たって資金を必要とする主体に対して、より円滑に成長マネーが供給されるための政府の取組について、各府省庁間で連携の上政策効果を極大化し、政府一体となって推進する。	内閣官房長官決裁 H24. 2. 15	議長 構成員 内閣官房長官、国家戦略担当大臣兼内閣府特命担当大臣(経済財政政策) 内閣府特命担当大臣(金融)、PFIを担当する内閣府特命担当大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣	議事概要のみ	・議事次第 ・配布資料 等	議事概要のみ 公表	議事次第、配布資料は会議終了後速やかに公表	
3	女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議	女性の活躍により経済を活性化するための政府の取組について、各府省間で連携の上、重点的に取り組むべき事項を整理し、工程表を策定する。	内閣総理大臣決裁 H24. 5. 21	国家戦略担当大臣、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣	議事概要のみ	・議事次第 ・配布資料 等	議事概要のみ 公表	議事次第、配布資料は会議終了後速やかに公表	
4	デフレ脱却等経済状況検討会議	デフレ脱却と経済活性化に向け、日本銀行との連携の下、政府として、効果的かつ体系的に経済政策を構築するとともに、物価等経済状況の点検を行う。	内閣総理大臣決定 H24. 4. 13	議長 構成員 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)兼国家戦略担当大臣 内閣府特命担当大臣(金融)、財務大臣、経済産業大臣	議事録のみ	・議事次第 ・配布資料 ・進行メモ ・大臣等発言要旨	議事録のみ 公表	議事次第、配布資料は会議終了後速やかに公表	構成員(オブザーバー)として、日本銀行総裁が出席している。また、構成員として、総理、副総理が随時出席するほか、必要に応じ関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。

5. その他(設置に関する規程のないもの)

	名称	目的	根拠	構成員	議事録・議事概要の作成	その他の資料の作成・取得	議事録・議事概要の公表	その他の資料の公表	備考
1	地球温暖化問題に関する閣僚委員会	地球温暖化問題への対応を検討する。	第1回開催 H21. 9. 20	内閣総理大臣、国家戦略担当大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官等	両方作成せず	・議事次第 ・配布資料	両方公表せず	公表せず	

	名称	目的	根拠	構成員	議事録・議事概要の作成	その他の資料の作成・取得	議事録・議事概要の公表	その他の資料の公表	備考
2	予算編成に関する閣僚委員会	来年度予算編成について議論する。	第1回開催 H21. 9. 29	内閣総理大臣、副総理、財務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（行政刷新）、国家戦略担当大臣等	議事概要のみ	・議事次第 ・配布資料等	両方公表せず	閣議決定等に 至った段階で 公表	
3	包括的経済連携に関する閣僚委員会	高いレベルの経済連携を推進する。	第1回開催 H22. 11. 6	内閣総理大臣、内閣官房長官、国家戦略担当大臣、総務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）等 （同席者はそのときの議題によって変化）	議事録のみ	・議事次第 ・配布資料等	両方公表せず	配布資料中、 公表可能なもの については、国家戦略 室ホームページに掲載	事務方陪席者が 会議の様態を聴 取し、部内用の 執務参考メモを 作成。 ※但し第3回は 事務方の同席が 許されなかった ため、概要も作 成せず。
4	沖縄関係閣僚会合	沖縄の基地負担の軽減及び沖縄振興に関する諸課題に関し、関係閣僚間の率直な意見交換を行う。	第1回開催 H23. 9. 16	内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、外務大臣、財務大臣、防衛大臣等	議事概要のみ	・座席表 等	両方公表せず	公表せず	関係閣僚による 率直な意見交換 の場。
5	除染及び特定廃棄物処理に関する関係閣僚会合	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づく除染及び特定廃棄物処理を、政府が一体となって取り組むための体制を確立する。	第1回開催 H23. 11. 18	議長 副議長 構成員 内閣官房長官 環境大臣 東日本大震災復興対策担当大臣、国家公安委員会 委員長、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、 農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣	両方作成	・議事次第 ・配布資料	両方公表	すべて公表	
6	社会保障・税一体改革関係5大臣会合	社会保障・税一体改革について関係大臣で連携・調整を図る。	第1回開催 H23. 12. 7	内閣官房長官、副総理（社会保障・税一体改革担当大臣）、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣	両方作成せず	・配布資料	両方公表せず	配布資料を原則的に公表	

	名称	目的	根拠	構成員	議事録・議事概要の作成	その他の資料の作成・取得	議事録・議事概要の公表	その他の資料の公表	備考
7	災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合	東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理のより一層の推進が必要であることに鑑み、政府を挙げて、広域処理、再生利用の推進などの取組を強化していくことが必要である。このため、内閣総理大臣の下で、政府が一体となって取り組むための体制を確立する。	第1回開催 H24. 3. 13	議長 副議長 構成員 内閣総理大臣 内閣官房長官、環境大臣、復興大臣 総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣	議事録のみ	・議事次第 ・配布資料	議事録のみ公表	すべて公表	
8	原子力発電所に関する四大臣会合	平成23年7月11日「我が国原子力発電所の安全性の確認について」（ストレステストを参考にした安全評価の導入等）に基づき、定期検査で停止中の原子力発電所について運転の再開の可否を、内閣総理大臣、経済産業大臣、原子力事故再発防止担当大臣、内閣官房長官の四大臣で判断するための会合。	第1回開催 H24. 4. 3	内閣総理大臣、経済産業大臣、原子力事故再発防止担当大臣、内閣官房長官	議事概要のみ	議事次第、 座席表、配 布資料	議事概要の公表	議事次第、座席表、配付資料、議事概要は、会議終了後速やかに公表	